平成２４年企業団公告第5号

入　札　公　告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の６の規定により公告します。

平成24年10月31日

長野県上伊那広域水道用水企業団
企　業　長　　白　鳥　　孝

記

１　工事の概要

（１）工事名　　平成24年度　次亜生成装置修繕工事

（２）場　所　　箕輪浄水場

（３）概　要

次亜生成装置の定期点検及び修繕
次亜生成装置No.3ユニット部品交換
冷却水・希釈水配管の電磁弁交換（支給品を使用）

（４）期　間　　契約日から平成25年2月25日

（５）支払条件

ア　前金払　　無
イ　部分払　　無

２　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件

長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札者決定日まで」の間、すべて満たしていることが必要です。

(１)入札参加資格(共通)	・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 ・長野県の建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年60監第288号）に基づく指名停止の措置を受けていない者である ・平成23･24年度の長野県建設工事入札参加資格者名簿に登録されたものであること。 ・長野県及び所在する市区町村に税の未納額がない者（法人の場合は、その代表者を含む。）であること。
(２)入札参加資格業種及び区分	・「電気工事」A,B,Cランクであること。
(３)施工実績に関する要件	・過去に箕輪浄水場と同等（150kg-cℓ_2／日以上）の次亜生成装置電極板の交換実績がある者。
(４)配置予定技術者に関する要件	・主任技術者を配置できること。
(５)建設業の許可に関する要件	・特定建設業又は一般建設業
(６)その他の参加資格要件	・不要

３　入札手続等

手　続　等	期間、期日及び期限	場　　所
設計図書の閲覧（入手）	平成24年10月31日(水)から 平成24年11月14日(水)まで 注)1のとおり	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
設計図書等の入手方法	同　　上	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス http://kamiina-suidou.jp/
質問書の受付 (質問書は様式第２号を使用してください。)	平成24年11月6日(火)から 平成24年11月9日(金)まで 午後５時まで （土日、祝日を除く）	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 FAX番号 0265-79-1130 メールアドレス kamiinaw@d7.dion.ne.jp
回答の閲覧期間	平成24年11月12日(月)から 注)2のとおり 最終回答期限 平成24年11月13日(火)まで	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス http://kamiina-suidou.jp/
入札書等の提出開始日及び提出期限	**①入札書等提出開始日** 平成24年11月12日(月) 注)3のとおり **②入札書等提出期限** 平成24年11月13日(火) **午後５時１５分** 注)4のとおり ※郵送による場合 一般書留、簡易書留に限る	（提出先） 〒399-4601 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局

開　札　日	平成24年11月14日(水) **午前9時15分から** 注)5のとおり	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団会議室
落札予定日	平成24年11月20日(火)	注)6のとおり
入札結果の公表	落札決定者決定の翌日	注)7のとおり

注１　閲覧時間は、企業団の休日を定める条例(平成１８年企業団条例第３号)第１条第１項に規定する企業団の休日を除く午前８時３０分から午後５時まで(正午から午後１時までを除く。)とします。
２　質問内容により回答の閲覧(長野県上伊那広域水道用水企業団ホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載)に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには回答します。
３　質問回答につきまして、応札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知の上、入札書等の提出を行ってください。
４　郵送、持参にかかわらず、「９　外封筒及び中封筒貼付け用紙」を切り抜き、商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先(電話番号及び FAX 番号)を記載の上、外封筒及び中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。
５　開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。
６　落札者決定予定日は、入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。
７　入札結果等は、ホームページに掲載するとともに、企業団事務局での閲覧により公表します。

4　地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項(最低制限価格)の適用の有無

この入札は、最低制限価格を設けます。

(注) 最低制限価格を設ける入札にあっては、最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は、落札候補者になることはできません。

5　落札者の決定方法等

（１）入札参加資格要件審査及び落札者の決定は、開札後に行います。

（２）入札参加資格要件審査は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の金額で入札した者(適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く)のうち最低の価格をもって入札をしたものから入札価格の低い順に実施し、入札参加資格要件を満たしている者１人が確認できるまで行いますので、指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して２日(休日を除く。)以内に「６　入札参加資格要件審査書類」に掲げる書類を持参し、提出してください。

（３）落札者の決定は、審査資料の提出があった日から起算して３日（休日を除く)以内に行いファクシミリ及び電話で連絡します。

（４）入札参加資格要件を満たしていないことを確認された者へは、入札参加資格要件不適格通知書(以下「不適格通知書」という)により通知します。

不適格通知書を受理した者は、その通知の発送日の翌日から起算して５日(休日を除く)以内に、書面により、入札参加資格要件を満たしていないことの理由について説明を求めることができます。

説明を求めた者へは、書面を受理した日の翌日から起算して１０日(休日を除く)以内に、書面により回答します。

6　入札参加資格要件審査書類

（1）「入札参加資格要件審査書類の提出について」をホームページに掲載してあります。内容を修正して使用してください。

（2）「経営事項審査結果通知書」、「総合評定値通知書」又は「経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書」の写し(審査基準日が開札日の１年７月以内で最新のもの)

（3）同種工事の実績及び専門性の有無を証する契約書等の写し

（4）長野県税及び市区町村税の納税証明書の写し

（5）配置技術者の資格を証明する書類の写し

（6）配置技術者の恒常的雇用関係を証明する書類の写し

（7）配置技術者の監理技術者資格者証の写し、及び監理技術者講習修了証の写し

（8）建設業許可通知書の写し

7　その他

（1）工事費内訳書については、「工事(業務)費内訳書の提出について」をご覧ください。

（2）「企業団建設工事に係る一般競争入札(事後審査方式)入札心得」をご覧ください。

8　入札担当(問い合わせ先)

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪２１３４-３２
長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
電話　0265-79-1131　　庶務係

９　外封筒及び中封筒貼付け用紙

（キリトリ線に沿って切り取り、外封筒と中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。）

キ　リ　ト　リ

〒３９９－４６０１
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪２１３４－３２

長野県上伊那広域水道用水企業団事務局　　行き

入札書等提出期限　　平成24年11月13日(火)

開　札　日　平成24年11月14日(水)

工　事　名　**平成24年度　次亜生成装置修繕工事**

工事場所名　箕輪浄水場
商号又は名称
担当者名
担当者連絡先(電話番号)
担当者連絡先(FAX番号)

１０　入札用封筒受付票
（入札書等を持参し、提出する場合で、提出したことを証する書類が必要な場合は、必要事項を記入し、切り取って持参してください。）

キ　リ　ト　リ

入　札　用　封　筒　受　付　票

開　札　日　平成24年11月14日(水)

工　事　名　**平成24年度　次亜生成装置修繕工事**

工事場所名　箕輪浄水場

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

長野県上伊那広域水道用水企業団事務局　　受付

工　事　設　計　書

長野県上伊那広域水道用水企業団

事 業 名	上伊那水道用水供給事業

平成24年度　**次 亜 生 成 装 置 修 繕 工 事**　金抜き設計書

個 所 名	箕輪町大字中箕輪2134-32　箕輪浄水場			種 別	単　独
設 計 大 要		施 工 期 間	平成　年　月　日　から 平成 25年 2月 25日　まで	施 工 方 法	

・次亜生成装置の定期点検及び修繕

・次亜生成装置№3ユニット 部品交換

・冷却水・希釈水配管の電磁弁交換(支給品を使用)

起　工　理　由

次亜生成装置の機能維持のため。

金　　円

工　事　費	円
消費税相当額	円
計	円

変 更 請 負 算 出

＿＿＿＿＿＿＿＿ × ＝

	当　初	変　更	変 更 増 ・ 減 額
設　計　額			
契　約　額			
消費税相当額			
計			

工 事 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
材料費				式	1			明細書第1号表
		直接工事費						
		労務費	技術労務費	式	1			明細書第2号表
			一般労務費	〃	1			同 上
			小 計					
		直接経費	総合試運転費	式	1			
		計						【直接工事費】
		間接工事費						
		共通仮設費		式	1			
		据付間接費	据付(技術者)間接費	式	1			
			据付(機器)間接費	式	1			
			小 計					
		計						【間接工事費】
	据付工事原価							直接工事費+間接工事費
工事原価								
一般管理費等				式	1			
工事価格								
消費税相当額								
本工事費計								

材料費　　一式　**明　細　書**　　第1号表

名　称	品　種	形状寸法	員数	単位数量	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ターミナル陽極					枚	1			
ターミナル陰極					枚	1			
中間極					枚	5			
ガスケット	アフラス製				枚	6			
ガスケット	SEP製				枚	10			
液流入板B					枚	1			
液排出板A					枚	1			
冷却水板					枚	1			
冷却板					枚	2			
絶縁板	PVC製				枚	4			
合　計									

長野県上伊那広域水道用水企業団

労務費　　**明　細　書**　　第2号表

名　称	品　種	形状寸法	員数	単位数量	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
点検技術者					人				(技術労務費)
電　工					人				(一般労務費)
電　工（電磁弁取り付け工）					〃				(一般労務費)
一般労務費　計									

平成 24 年度　次亜生成装置修繕工事

特 記 仕 様 書

長野県上伊那広域水道用水企業団

目　　次

第１章　共通仕様書
第１節　一般事項 ・・・

第１章　共通仕様書

第１節　一般事項

１．適用範囲

１）この仕様書は、長野県上伊那広域水道用水企業団（以下「甲」という）が発注する下記工事に適用するものとする。

平成 24 年度　次亜生成装置修繕工事

２）この仕様書に定めのない事項は、

「公共建築工事標準仕様書　電気設備工事編（公共建築協会）」

「水道工事標準仕様書（日本水道協会）」

で定めるものとする。

２．関係法令等の尊守

１）請負者（以下「乙」という）は、甲の建設工事請負契約書、建設業法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害保険法、消防法及びその他の関係法令並びに関係官公庁の許可条件その他諸法令・法規を尊守し、乙の責任と費用負担において工事の円滑な進捗を図らなければならない。

２）工事中、乙の不注意やその他の原因で作業員が死傷した場合は、その責任は一切、乙の負担とする。

３．疑義の解釈

１）本工事の設計図書に関する疑義は、入札前の質疑応答書をもって確かめておかなければならない。

２）設計図書に疑義を生じた場合の解釈・本工事施工の細目については甲の解釈による。

３）設計図書に明示されていない事項があるとき、または内容に相互符合しない事項があるときは、協議を受け甲が定めるものとする。

だだし、明示されていないものであっても、当然必要と認められるものについては乙の責任において施工しなければならない。

４．書類の提出

乙は、指定の日までに甲の定める様式による書類を提出しなければならない。

また、承諾行為に類する図書については、設計図書に従い、十分に現場実測・関連工事との調整を行った上、甲の監督員（以下「監督員」という）と協議し事前に承諾を得る資料を必要部数提出すること。

５．関係官公署等に対する手続き

１）工事施工のため必要な官公署、電力会社、ＮＴＴなどに対する手続き又は交渉を要するときは乙が遅滞なく行い、それら機関との連絡を保たなければならない。なお、これに要

する費用は乙の負担とする。

２）乙は、その都度（事前，事後）結果を監督員に報告しなければならない。

６．施設の保全

本工事は、責任施工とするもので乙の責に帰するべき施工中の事故損傷等が発生したとき、または既設構造物・機器等に汚染及び損傷等を与えたときは、乙は無償で甲の指定する期間内に補修又は交換しなければならない。

７．準拠すべき図書・関連規程等の適用

業務は、原則として下記に掲げる図書・関連規程等に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

１）電気事業法

２）電気工事士法

３）電気工事業の業務の適正化に関する法律

４）電気通信事業法，有線電気通信法

５）電気用品取締法

６）建築基準法

７）消防法

８）労働安全衛生法

９）計量法

10）電気設備に関する技術基準を定める省令

11）日本工業規格（JIS）

12）電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）

13）日本電機工業会標準規格（JEM）

14）日本電線工業会標準規格（JCS）

15）日本照明器具工業会規格（JIL）

16）蓄電池工業会規格（SBA）

17）日本電力ケーブル付属品工業会規格（JCAA）

18）（社）日本内燃力発電設備協会規格（NEGA）

19）日本計量機器工業連合会規格（JMIF）

20）工場電機設備防爆指針（厚生労働省）

21）内線規程

22）電力会社供給約款

23）日本水道協会規格（JWWA）

24）日本工業用水協会規格（JIWA）

25）その他関連法令，条例及び規格

８．事前調査

乙は、工事着手にさきだち現地の状況，関連工事その他について綿密な調査を行い、十分

実状把握のうえ工事を施工しなければならない。

９．技術員派遣

請負者は、工事に当り、機器据付，試運転等に必要な技術員及び特殊技術を要する作業には、熟練者を派遣してこれを行うものとする。

10．設計変更

工事施工の結果、数量並びに材質に差異を生じた場合は請負率により設計変更を行うものとする。

但し、軽微なる変更については設計変更は行わないものとする。

11．打合せ会議

乙は、監督員が主催する工程，設計及び検査等の打合せ会議に必ず出席せねばならない。

第２節　工事施工

１．一般事項

乙は、常に工事の進捗状況について注意し予定の工事工程と比較検討して、工事の円滑な進行をはからなければならない。

２．写真撮影

乙は、監督員の指示に従い、着工前写真、工程写真、完成写真等を適時撮影し、工程順に整理編集した上で提出しなければならない。

３．特許権の使用

工事の施工に当り、特許権その他第三者の権利の対照となっている施工方法を使用するときは、乙はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

４．仮設物

１）乙は、工事施工に必要な詰所、工作小屋、材料置場の仮設物を設ける場合は設置位置、概要、その他について監督員と協議し承諾を受けなければならない。

２）火気を使用する場所、引火性材料の貯蔵所などは、建築物及び仮設物から隔離した場所を選定し、関係法規の定めるところに従い防火構造又は不燃材料などでおおい消火器を設けること。

３）工事用足場等を設ける場合は、堅ろうかつ安全に設け常に安全維持に注意すること。

４）前記各項の仮設物などに要する一切の費用は、乙の負担とする。

５．軽微な変更

１）本工事施工中構造物、機械設備等の関係で発生する機器の内部構成、配置変更、配線経路変更等の軽微なる変更は、承諾図を提出し監督員に説明の上、承諾を得て乙の責任において行わなければならない。但し、この場合においては、請負金額の増減は行わないものとする。

２）仕様書に記載されている電気機器等の仕様を変更する場合は、監督員に変更理由及び性能等の資料を提出し、承認を得た場合のみ使用することができる。

６．他工事との取り合い

乙は、他工事との取り合いについては連絡を密にして互いに協力し施工上の取り合い、納まり等に支障を来すことのないよう十分注意しなければならない。

７．既存施設との取り合い

本工事の承諾図作成及び工事施工時には、土木、建築、機械、電気の既存施設を十分調査し、完成後運転操作に支障を来すことのないよう十分配慮して工事を進めなければならない。

また、実際の工事において既設機器の改造または移設等を行う場合は、本工事範囲内の機器はもちろん本工事以外の機器についても損傷を与えてはならない。また、既設ケーブルに

ついても同様に損傷を与えてはならない。

８．停電作業

本工事は可能なかぎり無停電で行わなければならない。このため必要に応じて事前に甲に申請し、時期・手法等十分な協議を行い、承諾を得た後、本施設の非常用自家発電装置を使用することが出来る。ただし、この運転に必要な経費、燃料費等はすべて乙の責任で行わなければならない。

また、停電作業をやむなく行う場合は甲の監督員に詳細な工事工程表を提出し、承諾を受けた後でなければならない。

９．他工事との関連

乙は、互いに工事工程の連絡を密にして停電作業がある場合は可能な限り同時に行うよう調整をとらなければならない。また、相互関連する工事箇所については本仕様書に記載する工事区分以外のものであっても、互いに打合せを行い、全体として完全な工事としなければならない。

また、本工事に使用する機器の製作者は、原則として既設使用機器の仕様にあわせなければならない。これによりがたい場合、既設使用機器の仕様が複数となっている場合または既設仕様機器の陳腐化が著しく既設使用機器と同様の仕様では一般的水準より劣ると判断される場合は、監督員と打合せの上、決定するものとする。

10．工事現場発生品及び建設副産物

１）乙は、工事施工によって生じた工事発生品について、工事発生品の調書を作成し、設計図書、又は甲の監督員の指示する場所で甲の監督員に引き渡さなければならない。

２）乙は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は最終処分が終了した旨が記載された廃棄物管理票（マニフェスト）の写しにより、適正に処理されていることを確認するとともにその写しを監督員に提出しなければならない。また、乙は、最終処分が終了した旨が記載された廃棄物管理票の写しの送付を受けないときは、速やかに状況を把握するとともに、適正な借置を講じなければならない。

３）発生品のうち、設計図書により再生資源の利用を図ると指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入を行った後、調書を甲の監督員に提出しなければならない。

４）乙は、建設副産物適正処理推進要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

11．工事用電力及び用水

１）本工事及び検査に使用する電気、用水、電話の各設備は、原則として乙で用意し、料金を含めて自ら負担する。（工期当該月末までの期間とする。）ただし、監督員に事前申請し、時期・手法等十分な協議を行い、承諾を得た後、甲の施設を使用することが出来る。その際に発生した費用については乙の負担とする。

２）試運転及び調整等に要する機械油，グリース，燃料等一切の油脂類（容器とも）は請負者の負担とするものとする。

12. 安全衛生管理

乙は据付け及び建設工事に従事する工事者の安全と健康を確保し、全工事を期限内に無事故で完成する方針の基に安全衛生管理を推進すること。推進については労働基準法、労働安全衛生法、その他関係規則等を遵守し、且つ甲よりの指導方針に従い全作業員が安全且つ、生産の意義を正しく理解し、作業のすべてに安全が十分に活かされるよう最善をつくすものとする。そして安全衛生管理組織表を提示し、作業員に周知徹底し、安全作業を実施すること。

上記について甲にその都度報告すること。また、その一切の責任を乙が負うものとする。

13. 一括下請負の禁止

乙は、その受注した工事を一括して下請負に付してはならない。また、下請負業者に関する責任の一切を負うのはもちろん以下の要件を満すことを乙側にて確認しなければならない。

１）請負者が工事の施に対し、総合的に企画，指導及び調整すること。

２）下請負業者は当該下請工事の施工能力を有すること。

14. 製作者の選定

本工事における機器及び材料は充分な実績と信頼性を求める必要があることから、製作者は充分吟味し選定すること。その上で製作者リストを作成し、監督員に提出，許可を得ること。

15. 施工の点検及び立会

１）施工後に検査が不可能もしくは、困難な工事、又は調合を要する場合で監督員の指示するものは監督員の立会を受けること。

２）各工事は、それぞれの工程において監督員の点検を受けるものとする。

16. 荷造り及び輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全におこない、天地無用の品にはその旨を明記し、適当なる転倒防止の方法を講じるものとする。

17. 障害物件の取扱い

工事中、障害物件の取扱い及び取こわしの処置については、監督員の指示又は承諾を受けるものとする。

18. 工事対象物の管理業務

工事が完成し、引渡し完了まで工事対象物の保管責任は乙とする。

第３節　完成図書

１．工事完成時の提出図書は次のとおりとする。

（１）完成図

（２）保全に関する資料

２．上記図書に目録を添付し監督員に提出する。

１）完成図

完成図は工事目的物の完成時の状態を示したものとし、種類、記載内容は特記が無ければ表 1.1 による。但し、部数、様式は監督員と協議により決定するものとする。

表 1.1　完成図の種類及び記載内容

図面の種類	記載内容	備考
各階配線図	電灯、動力、雷保護、構内情報通信網、中央監視制御等	
機器の仕様詳細	各種	
単線接続図	分電盤、動力制御盤、配電盤等	
系統図	各種	
平面詳細図、配置図	主要機器設置場所のもの	
構内配線図	各種	
主要機器一覧表	名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等	
その他	監督員が指示するもの	

２）保全に関する資料

保全に関する資料は、次のとおりとし、提出部数は監督員との協議による。

なお、提出時に監督員に内容の説明を行うこと。

（１）保守に関する説明書（機器取扱説明書を含む）

（２）機器性能試験成績書

（３）官公署届出書類

（４）主要な材料・機器製造者一覧

第４節　材　　料

１．材料の規格

使用材料は全て日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会規格（JEM）、電気設備技術基準、電気用品取締法、消防法、水道協会規格（JWWA）等に適合しなければならない。さらに、設置地区による電力会社等の制定した型式についても適合しなければならない。また、機材器具及び材料は原則として同種製品の同種部品において、完全な互換性のあるものでなければならない。

２．使用材料の検査及び承諾

１）工事用材料は、使用前に検査を受け合格したものでなければならない。

２）材料検査に際して、乙はこれに立ち会わなければならない。立ち会わないときは、乙は検査にたいし異議を申し立てることが出来ない。

３）検査及び試験のため使用に耐えられなくなったものは所定数量に算入しないものとする。

４）材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷変質したときは新品と交換し再び検査を受けなければならない。

５）一旦納入し監督員の承諾を得た資材は、監督員の許可なくして場外に持ち出してはならない。

３．材料の規格

設計書に明示した材料の数量は参考とし、数量に変更が生じた場合は監督員と協議の上必要により設計変更の対象とする。なお、乙側の起因による変更は設計変更の対象としない。

第５節　試験及び検査

１．試験及び検査

１）機器及び付属品の試験及び検査は、工場試験と現地試験に区別して行なうものとする。工場試験は、機器製作完成後その製作工場に於いて実施し、現地試験は、全て機器を現場に据付け完了後、全設備の電動機端子接続確認試験、単独運転試験の後、全設備を総合運転し各種の連動運転・自動制御運転の試験を行なうものとする。

なお、各種試験は原則として監督員の立合いの上実施するものとし、検査日時、検査場所、検査方法は検査実施日より事前に書類を持って必要事項を記入の上監督員に提出し、監督員の承諾を得ること。

２）工場検査及び試運転は、甲への納入品以外のものであってはならない。

３）据付け完了後は、監督員の立合いの下、上記試験・検査を実施するものとする。

４）監督員が必要と認めたときは、公共または権威ある試験所その他の機関の材料試験成績書及び検査合格証明書を提出するものとする。

５）工場検査を省略された機器材料についても、監督員の指定したものについては試験成績書を提出するものとする。

６）機器の試験及び検査は、原則として監督員立合いのもとに行なうが当該機器が公認の規格による汎用品であるときはその成績書を提出して承諾を受けるものとする。

７）試験に要する費用は、全て乙の負担とする。

８）他工事との取り合いについては、連絡を密にして互いに協力し機能の単体・総合確認試験を行なえるよう計画をすること。

９）その他官公庁検査等必要に応じて行うこと。

第６節　運転指導

１．範　　囲

１）今回工事において修繕を行なう設備

(1) 次亜生成装置

２）その他監督員が必要と判断した施設

２．運転指導

１）工事竣工引渡し前後、乙は直ちに専門技術者を派遣して甲に対し各設備の運転方法について十分な理解を得られるよう時期・期間を甲と十分に協議し説明・指導を行なうこと。その指導員の派遣費用は乙の負担とする。

２）切替時の注意事項

(1) 本施設は、常時稼動施設であるため、事前に仮設計画及び切替計画書を作成し監督員の承諾を得て切替を実施すること。

(2) 本施設は、常時稼動施設であるため、切替運転調整時は、既設メーカーの調整員の立会の元で実施すること。立会費用は請負人の負担とする。

(3) 切替は設備単位（機場単位）に行い、切替期間中は現場運転となるため、運転要員配置等の必要な処置を行うこと。

第７節　竣工に伴う清掃

工事竣工後、室内及び関連部所の清掃、ゴミの搬出を行ったのち竣工検査、引渡しにのぞむこととする。

第８節　保証期間

保証期間は、竣工検査後２年とする。

万一、保証期間中に原因が乙の責任である事故が発生した場合は、乙は無償で直ちに甲の指定する期間中に改造補修又は新品との交換を行わなければならない。

又、保証期間以降であっても当然乙の責任に帰する施工及び作成不良が明らかとなった場合は、乙は誠意をもってその修繕又は新品と交換しなければならない。

第９節　保障期間満了に伴う総合点検について

乙は、保障期間満了前に施工した設備の総合点検を乙の費用で実施し甲に報告書を提出すること。

第２章　機器仕様

第１節　概　　要

本工事は箕輪浄水場の次亜生成装置の経年劣化による部品交換、並びに定期点検及び修繕工事を行うものである。

第２節　対象設備

１．塩水電解次亜発生装置　　１式

（部品交換　　№3 ユニット、冷却水及び希釈水配管の電磁弁）

第３節　工事範囲

１．第２節記載の機器の部品交換，据付、点検及び修繕

２．第２節記載の機器の現地試験調整

第４節　機器仕様

１．塩水電解次亜発生装置

１）数　　量　　１式

２）仕　　様

(1) 日本カーリット㈱　塩水電解次亜発生装置「ハイポセル」

［型番］CH-4150

３）交 換 品　　別紙「設計書」第１号表 参照

４）現地試験調整

２．電磁弁（部品は企業団からの支給品を使用する）

１）数　　量　　５台

２）仕　　様　　ADK12-20A-03NBE-AC100V

電解槽組立図

6室3ユニット＋4室2ユニット

	部品名称		部品名称
1	液流入板A	7	中間極
2	液流入板B	8	ターミナル陽極
3	液排出板A	9	ターミナル陰極
4	冷却水板	10	冷却板
5	液排出板B	11	ガスケット（アフラス）
6	絶縁板	12	ガスケット（SEP）